

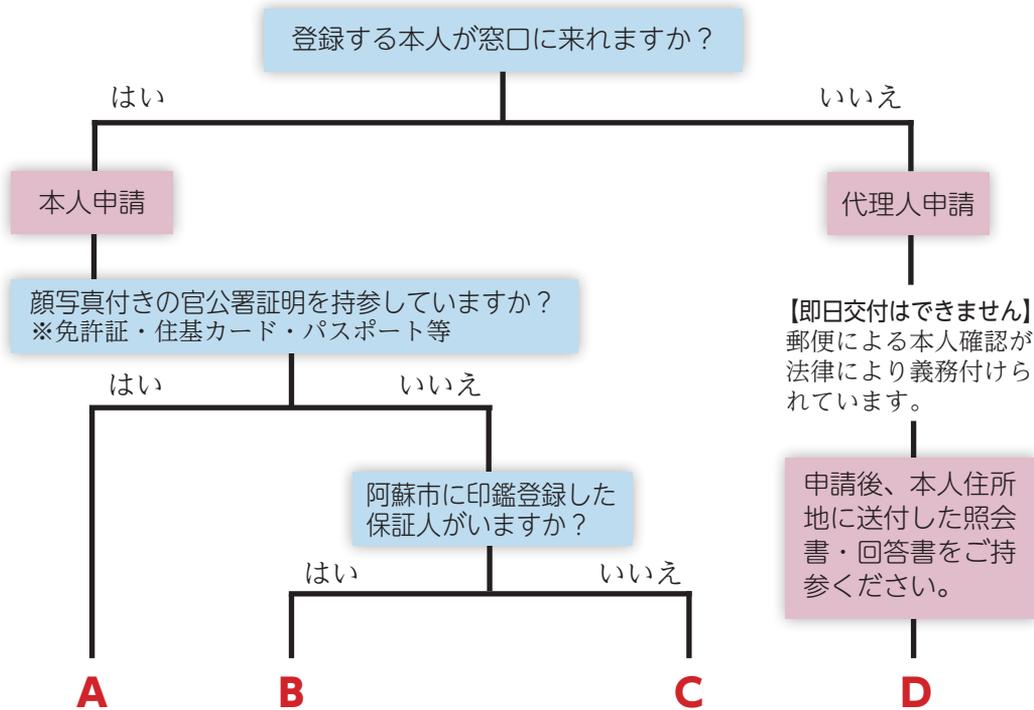
阿蘇市民カード（印鑑登録証）の紛失が増えています

●市民課 戸籍係 ☎22-3135 ☎55-3135

印鑑登録証明書は相続や土地の売買など重要な契約の際に実印の証明として添付することが多く、悪用されると財産の損失といった重大な問題につながりかねません。阿蘇市民カード（印鑑登録証）の管理には十分注意してください。

阿蘇市民カード（印鑑登録証）を紛失した場合、印鑑証明書の交付はできません。取得するためには、阿蘇市民カード（印鑑登録証）の再交付が必要ですが、交付には数日かかる場合がありますので、日数に余裕をもってお手続きください。

◆◆◆◆◆ 阿蘇市民カード（印鑑登録証）交付手続きフロー図 ◆◆◆◆◆



印鑑登録の方法	
A 即日印鑑登録可 即日自動交付機暗証番号設定可	登録する印鑑・顔写真付きの官公署発行の証明書（免許証・住基カード・パスポート等）を持参ください。※健康保険証や診療カードなどでは登録できません。
B 即日印鑑登録可 即日自動交付機暗証番号設定可	登録者本人及び阿蘇市に印鑑登録した方（保証人）2人で窓口にお越しください。本人は登録する印鑑を持参ください。保証人は、印鑑登録した実印を持参ください。
C 即日印鑑登録不可 即日自動交付機暗証番号設定不可 ※郵送による本人確認が必要です。印鑑登録に数日かかります。	登録する印鑑を持参ください。即日の印鑑登録はできません。郵便による照会書（回答書）を住民登録地へ送付しますので、本人の回答書を後日持参して、印鑑登録できます。
D 即日印鑑登録不可 自動交付機暗証番号設定申請不可 ※郵送による本人確認が必要です。印鑑登録に数日かかります。	代理人の方は、本人の登録する印鑑及び、代理人の認印を持参ください。即日の印鑑登録はできません。郵便による照会書（回答書）を住民登録地へ送付しますので、本人の回答書を後日持参して、印鑑登録できます。

市民の皆さまへ、大事なお知らせや制度などを紹介するコーナーです。お問い合わせは各担当課までお気軽にどうぞ。（☎はお知らせ端末の番号）



今月の「阿蘇ん子トーク！」はお休みします。

狂犬病予防注射。5月19日～28日まで各地を巡回

●市民課 生活衛生係 ☎22-3135 ☎55-3135

生後91日以上の子犬については、法律により居住する市町村に登録の届け出を行う必要があります。飼い主が変わった場合、犬が死亡した時なども手続きが必要になります。また、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければなりません。

料 金	
登録料	3,000円
注射代	2,500円
注射済票代	500円
(登録し注射する犬)	
	6,000円
(すでに登録済みの犬)	
	3,000円

期日	時間	実施場所	主な地区	
5月23日 木	午前	9:00~9:20	南宮原公民館	南宮原
	9:30~9:50	湯浦公民館	湯浦	
	10:00~10:20	西湯浦公民館	西湯浦	
	10:30~10:50	西小園公民館	西小園	
	11:00~11:30	内牧5区公民館	内牧5区	
	11:40~12:00	下り山水源公園		
午後	1:00~1:20	折戸コミュニティーセンター	折戸	
	1:30~1:50	成瀬建設資材庫前	宇土	
	2:40~3:00	深葉集会所	深葉	
5月24日 金	3:30~3:50	茗ヶ原	茗ヶ原	
	午前	9:30~9:40	坂の上バス停南側	坂の上
	9:50~10:10	スズラン公園	長畑	
午後	10:20~10:35	横堀集会所	横堀	
	10:45~11:05	遊雀集会所	遊雀	
	11:15~11:30	佐渡ヶ池バス停	中道	
	11:40~11:50	立塚集会所	立塚	
	1:00~1:30	波野駅前広場	大道	
午後	1:40~2:00	滝水駅前	滝水	
	2:10~2:30	中江ふれあい館	中江	
	2:40~3:00	仁田水集会所	仁田水	
5月26日 日	午前	9:00~9:40	波野支所駐車場	楢木野
	9:50~10:10	赤仁田集会所	赤仁田	
	10:20~10:40	小園集会所	小園	
	10:50~11:10	小地野集会所	小地野	
午後	11:20~11:40	笹倉スクールバス停留所	笹倉	
	1:00~1:50	坂梨公民館	坂梨	
	2:00~2:50	一の宮社会教育センター		
3:00~3:50	阿蘇市役所本庁駐車場			
5月27日 月	午前	9:00~9:30	坂梨古閑公民館	宮地
	9:40~10:00	馬場公民館		
	10:10~10:40	坂梨小学校前		
	10:50~11:20	分区公民館		
	11:30~11:50	西古神団地前公園		
午後	1:00~1:20	柿の木公民館	宮地	
	1:30~2:00	商工会駐車場		
	2:10~2:30	西三区公民館		
	2:40~3:00	阿蘇神社北側九電跡地		
5月28日 火	午後	3:10~3:30	塩塚公民館	塩塚
	3:40~4:00	下西河原公民館	中通	
	午前	9:00~9:20	原口公民館	中通
	9:30~9:50	中通公民館		
	10:00~10:20	片隅公民館		
	午後	10:30~10:50	古城6区公民館	手野
		11:00~11:20	屋敷バス停横	
11:30~11:50		古城公民館		
5月29日 水	午後	1:00~1:20	日吉神社前	北坂梨・三野
	1:30~1:50	古城2区公民館		
	2:00~2:20	阿蘇品消費倉庫前		
	2:30~2:50	J A古城支所跡		
	3:20~3:40	荻の草公民館	荻の草	
	3:50~4:10	第二荻の草橋		

【狂犬病予防注射スケジュール】

期日	時間	実施場所	主な地区	
5月19日 日	午前	9:00~10:00	阿蘇小学校体育館前駐車場	坊中
	10:15~11:15	乙姫公民館	乙姫	
	11:25~11:45	口の森公民館	口の森	
午後	1:00~1:50	赤水公民館	赤水	
	2:10~3:00	内牧保育園横駐車場	内牧	
	3:10~3:30	内牧1区公民館	内牧1区	
5月20日 月	午前	9:00~9:20	道尻地域学習センター	道尻
	9:30~9:50	下役犬原公民館	下役犬原	
	10:00~10:20	コミュニティーセンター	上役犬原	
	10:30~10:50	西町公民館	西町	
	11:00~11:20	竹原公民館	竹原	
午後	11:30~11:50	蔵原天神山(防火水槽前)	蔵原	
	1:00~1:20	黒川牧野組合事務所	東黒川	
	1:30~1:50	南黒川公民館	南黒川	
	2:00~2:30	J A阿蘇黒川支所北側倉庫	元黒川	
	2:40~3:00	北黒川公民館	北黒川	
	3:10~3:30	浜神社	上西黒川	
	3:40~4:00	下西黒川公民館	下西黒川	
5月21日 火	午前	9:00~9:20	狩尾1区公民館	狩尾1区
	9:30~9:50	狩尾2区公民館	狩尾2区	
	10:00~10:20	産神社	狩尾3区	
	10:30~10:50	跡ヶ瀬コミュニティーセンター	跡ヶ瀬	
	11:00~11:20	お茶屋跡駐車場	的石	
午後	11:30~11:50	車帰公民館	車帰	
	1:00~1:30	枳公民館	枳	
	1:40~2:10	永草公民館	永草	
	2:20~2:40	下谷公民館	乙姫	
	2:50~3:10	中谷公民館		
	3:20~3:40	阿蘇ハイランドテニスクラブハウス北側駐車場	乙姫^ンジョン村	
	9:00~9:20	下の原公民館	下の原・新村	
9:30~9:50	小野田町公民館	小野田町		
5月22日 水	午前	10:00~10:20	阿蘇市地域水田農業推進協議会(旧J A阿蘇東部支所)	本村
	10:30~10:50	鷺の石公民館	鷺の石	
	11:00~11:20	原の口公民館	原の口	
	11:30~11:50	山田公民館	山田	
	午後	1:00~1:20	小倉公民館	小倉
	1:30~1:50	西小倉公民館	西小倉	
午後	2:00~2:20	小池公民館	小池	
	2:30~2:50	宮の森公園	今町・黒流町	
	3:00~3:40	成川集会所	成川	
	3:50~4:10	黒川千丁公民館	黒川千丁	
	4:20~4:40	浜川公民館	浜川	

※全ての会場で予防注射を受ける事が出来ます。都合の良い場所へお越しください。
 ※動物病院や獣医師へ直接依頼することもできます。その場合、獣医師からの注射済証明書を手役所に持参し、注射済票代及び注射代を納付する手続きが必要になります。

4月1日から育成医療・養育医療の申請窓口が市町村になりました

(育成医療に関すること) ●福祉課 総合福祉係 ☎22-3167 ☎55-3167
 (養育医療に関すること) ●一の宮保健センター ☎22-5088 ☎55-5088

育

成医療・養育医療の事務が県から市町村に移譲されることとなり、4月1日から申請窓口が市町村に変わりました。

■**育成医療とは**…身体に障がいのある児童(18歳未満)に対し生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うものです。

●申請に必要な書類

- ▼自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書
- ▼自立支援医療費(育成医療)意見書(指定医療機関の医師が記入)
- ▼健康保険証の写し(被保険者及び児童が確認できるもの)
- ▼課税証明書(阿蘇市で申告されていない方のみ)

●申請窓口

福祉課及び各支所市民係

※治療開始日以前に申請が必要です。

■**養育医療とは**…未熟児(出生時体重2000g以下、または要件を満たすもの)で医師が入院養育を必要と認めたものに対する医療の給付です。

●申請に必要な書類

- ▼養育医療給付申請書
- ▼養育医療意見書(指定医療機関の医師が記入)
- ▼世帯調書
- ▼課税証明書

●申請窓口

一の宮保健センター

※未熟児訪問指導事業も市町村が実施主体になりますので、保健師が訪問します。

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

●ほけん課 国保・年金係 ☎22-3145 ☎55-3145

学

生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになるため、世帯主の所得に関係なく、本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります(一部対象外となる学校等がありますので、詳しくはお問い合わせください)。



学生納付特例を受けた期間中は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

塗装・防水工事・メンテナンスまで

井上 株式会社

〒869-2302熊本県阿蘇市三久保448番地22
 web <http://www.aso-inoue.com/>
 E-mail info@aso-inoue.com
 受付 平日 9:00~18:00
 ※土日祝日は事前連絡により対応可

防水 塗装

-お見積・調査 無料-

塗装(屋根・壁・破風板・軒天・塀・建具・他)
 防水(雨漏れ調査・屋上・バルコニー・エントランス・他)

もしもし 0967-32-1501

広告

地下水の採取には許可・届出が必要です

●住環境課 都市・環境係 ☎22-3169 ☎55-3169

市

では、阿蘇市地下水保全条例を定め、地域共有の貴重な資源である地下水を保全するため、4月1日から揚水機を設置し地下水を汲み上げで利用する場合は、市長への届出又は許可が必要となりました。地下水の採取を予定されている方は、住環境課までご相談下さい。

●届出が必要となる井戸

揚水機の吐出口断面積が6cm²超19cm²未満（直径約2.8cm超5cm未満）のもの

●許可が必要となる井戸

揚水機の吐出口断面積が19cm²（直径約5cm）を超えるもの

■注意事項

▼右記に関わらず、次に該当する井戸は届出や許可の必要はありません。
 ①農業のかんがいの用に使用する井戸
 ②個人又は集落で飲用及び生活雑用水に使用する井戸
 ▼平成25年3月31日時点で、届出や許可が必要な井戸を利用されている個人及び事業所につきましては、届出をさせていただく必要がありますので、速やかに届出書の提出をお願いします。（届出期間：9月末日まで）

事業所や店舗等のごみの出し方を再確認しましょう！

●市民課 生活衛生係 ☎22-3135 ☎55-3135

事業

事業所や店舗などから排出されるごみは、「紙」や「生ごみ」であったとしても、一切、ごみステーションに出すことができません。事業活動に伴って、事務所や店舗などから排出される廃棄物（事業系ごみ）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

■事業者の責務

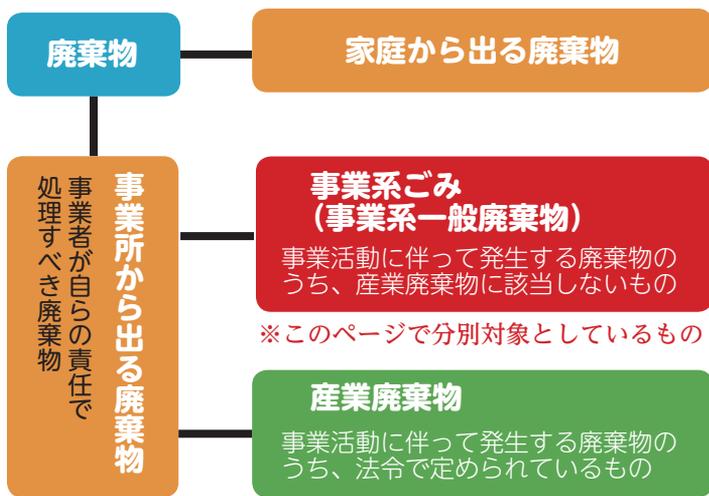
事業者にはごみのリサイクルに努める義務があります。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、また、再生利用等を行うことにより、できるだけ減量に努めなければならない」と規定されています。適切な分別を進め資源の有効活用に努めてください。

事業活動で生じた廃棄物はすべて事業系廃棄物となります。廃棄物によって、処理（収集・処分）のルートが異なりますので、適正な取り扱いをお願いします。特に爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に被害を与えるものは、特別

管理産業廃棄物となります。

事業者が自ら阿蘇広域行政組合（大阿蘇環境センター未来館）に直接搬入するか、事業系一般廃棄物収集運搬会社に依頼してください。収集運搬会社は、市（市民課）または大阿蘇環境センター未来館（☎24・5353）にお問合せください。また、収集運搬料金は業者に直接お問合せください。

廃棄物の区分



※このページで分別対象としているもの

4月から難病等の方々も「障がい福祉サービス等」の対象となりました

●福祉課 総合福祉係 ☎22-3167 ☎55-3167

平

成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、障がい者の範囲に難病等の方々も対象となりました。

※対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた「障がい福祉サービス等（※1）」の受給が可能となります。

●対象者 対象疾患（※2）による障がいがある方々。

●手続き方法 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を、ご持参の上、申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められた福祉サービスを利用することになります。

※1障がい福祉サービス等とは…

障がい児・者の方については、障がい福祉サービス、相談支援事業、補装具費、地域生活支援事業が受けられます。障がい児の方については、障がい児通所支援、障がい児入所支援が受けられます。

※2対象疾患とは…

症例数が少なく、原因不明で治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたる支障がある難病疾患のことで、難治性疾患克服研究事業の対象となっている疾患となります。

児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成制度

●福祉課 子育て支援係 ☎22-3167 ☎55-3167

児

童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため支給される制度です。

※所得制限があり、すべての方が受給できるわけではありません。

〔支給要件〕

●手当を受けることができる人

▼児童を監護している母、または児童を監護し、かつ生計を同じくする父
▼児童を父または母にかわって養育している人

※手当の対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者、又は、20歳未満の者で心身に障害のある者（特別児童扶養手当を受給できる程度の障害）

●手当を受けることができない場合

▼公的年金を受けている、または受けることができる
▼日本国内に住所を有しない
▼児童を監護していない
▼事実婚の場合
※同居や定期的な訪問、生計の援助などの実態があれば不正受給として罰せられることがあります。

健康で明るい末永い在宅生活を支援します。

循環器内科

高血圧・心不全・不整脈・糖尿病・狭心症・腎臓病等が主な対象です。

人工透析

午前、午後、夜間および入院透析

在宅療養支援診療所

・癌患者を含む在宅患者の訪問診療／訪問看護の24時間支援・訪問リハビリ
・入院機能を生かした在宅支援をします。



医療法人 坂梨ハート会

さかなしハートクリニック

小里249番地の2
TEL 24-6262

広告

安心を 毎年かくにん 健康診断 各種健診希望調査書の提出をお願いします！

●一の宮保健センター ☎22-5088 ☎55-5088

※肝炎ウイルス検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィー検診は、無料クーポン対象となる年齢もありますので、各ご家庭へ郵送するお知らせをよくご覧ください。

▶ピンク色の調査書を配布します。

●提出期限 4月26日(金)まで

今 年度の健診受診のための『各種健診希望調査書』をお送りします。健診希望状況をもとに、問診票や採尿容器などの健診セットを配布します。今回の希望状況は、来年度以降の健診希望にも反映されますので、希望調査書を提出していただくことが、とても大事になります。受診されない方も、調査書に受診されない理由を記入の上、ご返送（提出）ください。

各種予防接種の受け方が変わります。事前にご確認を！

●一の宮保健センター ☎22-5088 ☎55-5088



●他の予防接種との調整をさ
れ計画
的な接
種をお
勧めし
ます。

- 持参物 無料
- 対象者 下記のとおり
- 料金 無料
- 各予防接種予約診票
- ▼母子手帳
- 人数が混み合うことが予想されますので、事前に下記の医療機関に電話予約をして受けてください。

これまで任意予防接種のヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんの予防接種が4月1日から定期予防接種に変わりました。また、BCG予防接種が、接種月齢の変更及び医療機関での個別接種になります。受けものないように接種ください。

	ヒブ	肺炎球菌	BCG	子宮頸がん
効果等	ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチンのこと。細菌性髄膜炎を予防します。	肺炎球菌は肺炎・細菌性髄膜炎・中耳炎等いろいろな病気を起こす原因になるので、それを予防します。	結核の予防	発がん性HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染から子宮頸がん全体の6～7割の予防に効果的といわれています。
対象	生後2カ月～5歳未満	生後2カ月～5歳未満	生後5か月～8か月	中学1年～3年生の女子
接種回数	最大4回 【接種開始の年齢と回数】 ・生後2～7カ月未満(4回) ・生後7～12カ月未満(3回) ・満1歳～5歳未満(1回のみ)	最大4回 【接種開始の年齢と回数】 ・生後2～7カ月未満(4回) ・生後7～12カ月未満(3回) ・満1歳(2回) ・満2歳～5歳未満(1回)	1回	3回 ▶サーバリックスの場合 ・1回接種後、1～2月半後に2回目 ・1回目から5～12カ月後に3回目 ▶ガーダシルの場合 ・1回接種後、1カ月以上あけて2回目 ・2回目から3カ月以上あけて3回目
接種医療機関	本誌32ページ下部に種類毎に記載していますのでご覧ください。			

高齢者医療等に関する各種お知らせ

●ほけん課 ☎22-3145 ☎55-3145

1

保険料率と軽減措置

■平成25年度の保険料率

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとの保険料率の見直しをしていますが、今年度は平成24年度と同率です。

$$\begin{array}{l}
 \text{均等割額} \\
 \mathbf{47,900\text{円}} \\
 + \\
 \text{所得割額} \\
 (\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \\
 \times \\
 \text{所得割率} \\
 \mathbf{9.26\%} \\
 = \\
 \text{保険料} \\
 (\text{年額})
 \end{array}$$

※保険料の上限額は年額55万円です。

▶保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

条件 【世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等】	軽減率 【保険料均等割額】
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	9割
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額（33万円）」+「24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」を超えない世帯	5割
「基礎控除額（33万円）」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割

*総所得金額等の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

▶保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

条件 【被保険者の総所得金額等】	軽減率 【保険料所得割額】
「基礎控除（33万円）」+58万円を超えない方	5割

▶被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料が軽減されます。特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

■平成25年度も保険料軽減は継続します 所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健保組合、共済組合の加入者などです。

2

あん摩マッサージ・鍼きゆう等施設利用券（千円助成）

後

期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は年間（4月から3月までの間）10枚（1回の申請で5枚まで）のあん摩マッサージの交付が受けられます。

1回の施術で1枚提出していただくと千円の助成が受けられます。

必要な方は、保険証、印鑑を持参の上、市役所又は各支所にて申請してください。

- ▼保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限させていただく場合があります。
- ▼施設利用券は本人以外利用できません（家族であっても券を譲渡することはできません）
- ▼利用できる施設は阿蘇市が指定している市内18の施設です。（詳しくはほけん課 ☎22-3145）までお尋ね下さい

3 後期高齢者医療保険料のお支払い方法

保

保険料は、特別徴収（年金天引き）又は普通徴収（納付書又は口座振替）によりお支払いいただいています。本年度の保険料のお支払い方法については、次のとおりです。

▼特別徴収の方 4月から年金天引きにより保険料をお支払いいただきます。（※申し出により口座振替へ変更することができます。）

▼普通徴収の方 7月から納付書又は口座振替により保険料をお支払いいただきます。

現在普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方を除く）で、平成24年4月2日～10月1日までに75歳の誕生日を迎えられた方は、4月から特別徴収となります。

平成24年10月2日～平成25年3月31日までに75歳になられた方は、7～9月は普通徴収となり、10月以降は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

※条件により特別徴収されない場合があります。

▼保険料を特別徴収（年金天引き）によりお支払いいただいている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

▼過去に遡って所得が変更となる場合、過去の保険料や一部負担金の額が変更となり、差額の納付書が届く場合があります。

4 外来窓口での支払いは自己負担限度額まで

外

来診療費が高額になる『国保の70歳未満の方、70歳以上の非課税世帯の方』及び『後期高齢者医療の非課税世帯の方』は、医療機関などの窓口で自己負担限度額を明らかにするため「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「被保険者証」を提示すれば、保険診療分の限度額を超える分を支払う必要はありません。お持ちでない方は左記まで申請をお願いします。

●申請先

本庁ほけん課、各支所市民係

●その他

平成25年3月31日以前に交付された「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は記載されている期限まで使用することができます。



5 国民健康保険被保険者証を郵送しました

平

平成24年度第10期分までの国民健康保険税を全て納付いただいた世帯には、3月末に国民健康保険被保険者証を郵送しました。3月以降に完納いただいた世帯は、納付の確認に時間がかかる場合がありますので、納付書を持って窓口に来ていただきますと、即時交付します。

ジェネリック医薬品の利用をおすすめします

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分、同等の効果をもち、厚生労働省が承認した医薬品です。

▶なぜ安いのか？ 先発医薬品（新薬）の特許が切れてから作られた薬なので開発コストを安く抑えることができています。

▶安全なのか？ さまざまな品質や安全性についてしっかりとした検査が行われています。ただし、新薬とまったくおなじ成分というわけではありません。

▶ジェネリック医薬品を使うにはどうしたらいいの？

ジェネリック医薬品を利用するには医師の処方せんが必要です。まずはかかりつけの医師や薬局の薬剤師に相談して下さい。すべての薬をジェネリック医薬品にかえることはできません。ジェネリック医薬品として対応していない場合や、医療機関や薬局に在庫が無い場合、医師の判断により先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

フッ素塗布で虫歯を予防しましょう!

●一の宮保健センター ☎22-5088 ☎55-5088

医療機関名	電話	住所
田代歯科医院	☎34-1771	黒川1251-1
市原歯科クリニック	☎32-3828	三久保541-5
武藤歯科医院	☎32-0027	内牧1049-11
安光歯科医院	☎34-0603	黒川1563-1
佐藤歯科クリニック	☎22-5131	一の宮町宮地212-1
宇治歯科医院	☎22-0214	一の宮町宮地2405
そのだ歯科医院	☎32-1418	内牧1076-13
たかもり歯科医院	☎22-5588	一の宮町宮地1963-5
阿蘇温泉病院	☎32-0881	内牧1153-1
波野診療所	☎24-2203	波野2703

フッ素は自然界（土や食べ物にも入っています）にもありますが、はみがき粉に入っているものがあるように、むし歯になりやすい強い歯を作ることでは知られていません。フッ素は、諸外国では水道水に入れられています。
ご家族の都合の良い時や子どもさんの体調に合わせて受けられますので、ぜひフッ素塗布を受けて子どもさんの歯を守りましょう!

●**対象者**

満1歳から満4歳の子ども

●**受け方**

フッ素塗布は3ヶ月に1回です。（例）4月↓次回7月

阿蘇市内の歯科医院（上記の一覧表）に事前に電話予約してください。

●**持っていくもの**

事前にお送りしました「フッ素塗布券（2枚綴り）」、「フッ素塗布カード」と母子手帳をご持参の上、自己負担100円を窓口にお支払ください。

●**有効期限**

「フッ素塗布券」と「フッ素塗布カード」は平成25年度のみ有効です。

塗布券は、一人の子どもさんに1年分として4回分ずつ同封し（2枚複写です）郵送しています。
※転入された方はご連絡ください。



休日・夜間における病院群輪番制病院運営事業について

阿蘇地域では、休日・夜間の救急医療について、下記の病院が輪番制により対応しています。内科又は外科のいずれかを毎日3病院が担当しておりますので、当日の診療科目等につきましては、事前にそれぞれの病院におたずねください。



病院名	住所	電話番号	診療科目
阿蘇中央病院	阿蘇市黒川 1178	☎0967-34-0311	内科または外科
小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原 1743	☎0967-46-3111	内科または外科
阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧 1153-1	☎0967-32-0881	内科のみ
阿蘇立野病院	阿蘇郡南阿蘇村立野 185-1	☎0967-68-0111	外科のみ

阿蘇市波野出身の弁護士です!!

法律的な御相談をお受けいたします。

民事事件一般をお受けします。執務時間は土・日・祝祭日を除き 9:00～18:00迄 急用の方は佐藤眞喜夫自宅へ連絡下さい。

弁護士 佐藤 眞喜夫

【東京弁護士会所属・中央大学卒】
佐藤眞喜夫法律事務所
〒102-0085 東京都千代田区六番町六番地一パノシア六番町 705 号

弁護士 佐藤 聖喜

【東京弁護士会所属・京都大学卒】
千代田中央法律事務所 所長
〒102-0085 東京都千代田区六番町六番地一パノシア六番町 704 号

TEL 03-3265-4981 (代)

FAX 03-3234-5917

《佐藤 眞喜夫宅》〒861-5512 熊本市北区梶尾町 1107 番 172 TEL:096-245-5007 FAX:096-288-1394

広告